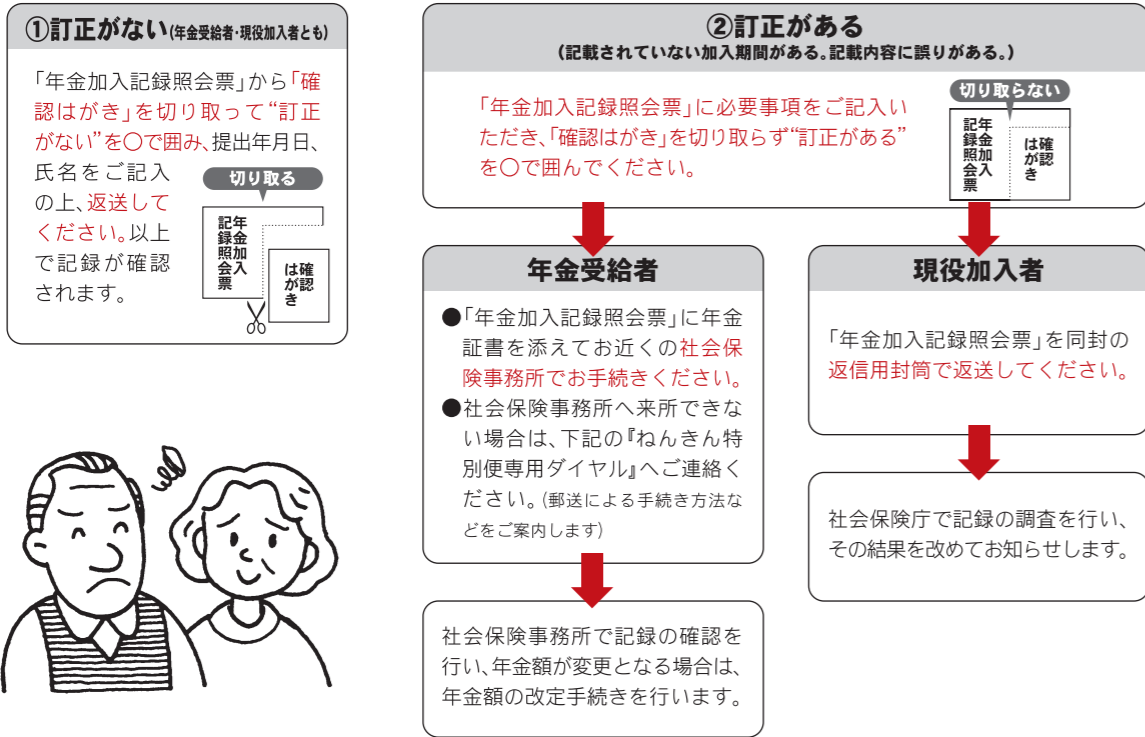


年金加入記録の確認の流れ



お問い合わせは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165までお問い合わせください。

■受付時間

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※休日明けや、お手元にお知らせが届いた直後は込み合う場合がありますので、ご了承ください。

なお、住所変更の届出がお済みでない場合は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。
住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、下記のとおり手続きをお願いします。

- 国民年金第1号被保険者 (自営業・学生など) → お住まいの市町村役場の窓口
- 厚生年金加入者 → 厚生年金加入者の勤め先の社会保険担当者
- 国民年金第3号被保険者 → 厚生年金加入者の勤め先の社会保険担当者
- 年金受給者 → お近くの社会保険事務所
※変更届出のはがきは役場住民課にもあります。

また、結び付く記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳を確認し、氏名変更の届出がなされていない場合は、変更の届出をお急ぎください。

社会保険庁からの「ねんきん特別便」についてお知らせします

今年3月までの「ねんきん特別便」は、コンピューターによる名寄せ作業の結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録が出てきた人へ送られています。その他の場合は、4月から10月までの間に順次お送りします。

「ねんきん特別便」の内容を十分にご確認ください。

「ねんきん特別便」には、「年金記録のお知らせ」(見本1)と「年金加入記録照会票」・「確認はがき」(見本2)が入っています。

名寄せ作業の結果については、別の人の記録である可能性もありますので、お送りする「年金記録のお知らせ」には記載しておらず、基礎年金番号と結び付いた記録だけが記載されています。

お勤め先などの欄のもれや、資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分にご確認ください。

▼見本1 (現役加入者の場合)

訂正がある場合は、「年金加入記録照会票」にご記入の上、お手続きください。

▼見本2 (現役加入者の場合)

加入期間が繋がっていない例

訂正がなくても、「確認はがき」をお送りください。

「ねんきん特別便」がお手元に届いただけでは、確認は完了しません。訂正がない場合も、必ず「確認はがき」をお送りください。

◎注意:手続きがないと、記録は統合になりません。